

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	管理者等の変更命令
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、薬局の管理者又は店舗管理者等が薬事法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があり、その者が管理者として不適当であると認められるときは、薬局開設者の開設者に対して、その変更を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第73条 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	薬局の管理者又は店舗管理者等について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき又はそのものが管理者として不適当であると認められるときは、その薬局開設者又は販売業者等に対して、その変更を命ずる。
ホームページ	
備考	